

令和7年度 東京都立立川緑高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

校長 決 定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法、東京都いじめ防止対策推進条例等に基づき、本校におけるいじめ防止の基本的な方針を記すものである。

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめは絶対に許されない。許さない。」という認識を、学校全体で堅持する。
- (2) 「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる。」との危機感をもち続ける。
- (3) いじめの被害を受けている生徒からの声を確実に受け止め、生徒を守り通す。
- (4) いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくりに取り組む。
- (5) 一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する。
- (6) 保護者、関係機関、地域などと連携し、総力を挙げて問題に対峙していく。

<いじめの定義>

この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが重要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが重要である。

- ※ いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ※ 物理的な影響を与える行為には、身体的影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり嫌なことを無理やりさせられたりすることなども含まれる。
- ※ 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるのではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- ※ けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 学校及び教職員の責務

本校及び教職員は、いじめ防止対策推進法及び東京都いじめ防止対策推進条例の基本理念にのっと

り、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びにいじめ防止等に関する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

学校いじめ対策委員会兼学校サポートチーム

(1) 設置の目的

- ア いじめの防止等に関する措置を実行的かつ組織的に行う。
- イ 生徒の重大な問題行動に際して、保護者、関係機関、地域などと迅速かつ適切に連携・協力できる体制を確立し、生徒の健全育成を図る。

(2) 所掌事項

- ア いじめに関する校内研修の計画、実施
- イ いじめに関する情報の交換・共有
- ウ いじめの未然防止、早期発見・早期対応
- エ 重大事態の対応
- オ 生徒の健全育成

(3) 会議

各学期に2回、年4回開催する。校長は、臨時会議を招集できる。

(4) 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、スクールカウンセラー、スクールサポーター、保護者代表、自治会役員、児童相談所、その他校長が認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 教職員のいじめに対する資質能力の向上のために、校内研修等を充実させる。
- イ 集会やホームルーム等で「いじめは絶対に許されない」という意識をもたせる。
- ウ 生徒の心の居場所を校内等に見出せるよう、教員は生徒理解に一層努める。
- エ 情報科授業やセーフティ教室等を活用して情報モラル教育を実施する。
- オ 保護者へいじめ防止の取組を発信する。

(2) 早期発見のための取組

- ア 担任による全員面接を年2回、三者面談を年1回実施する。
- イ 1年次の生徒を対象にしたスクールカウンセラーによる全員面接を実施することで、養護教諭を含めた生徒の「心のケア」と相談体制を整備する。
- ウ いじめの早期発見や実態把握のために、「いじめ実態調査」を年3回実施する。
- エ 学級担任、教科担当、養護教諭やスクールカウンセラー等からの情報等を受け、問題を抱える生徒・保護者への指導・助言を連携・協力して対応できる体制を構築する。

(3) 早期対応のための取組

- ア 収集した情報からいじめを把握し、関係生徒に事実確認した上で、解決のための対応方針を適切に策定する。場当たりの対応とならないよう、学校全体で対応方針を共有し取り組む。

- イ いじめを伝えた生徒を守り通すことを宣言する。教職員同士の情報共有による見守りや積極的な声掛けなどを通じて、いじめを伝えた生徒の安全を確保するための取組を徹底して行う。
- ウ 被害の生徒の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーを活用し、被害の生徒やその保護者のケアを行う。
- エ 加害の生徒を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個々の教員による単発の指導に終わることなく、組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。
- オ 重大で悪質、犯罪行為等が疑われる場合は、警察署等の関係機関と連携の上、適切に対応する。
- カ 西部学校経営支援センターへ報告し、情報を共有する。

(4) 重大事態への対応

<重大事態の定義>

- 1 いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<学校による対処>

- 1 重大事態が発生した場合（生徒や保護者からいじめの申立てがあった場合も含む）には、学校の設置者又はその設置する学校は、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- 2 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

学校いじめ対策委員会兼学校サポートチームが中心となって、学校全体で組織的に対処する。

- ア 第一に被害生徒・通報生徒の安全を確保する。
- イ 直ちに西部学校経営支援センターへ報告し、情報を共有するとともに、場合によって、東京都教育相談センターが組織する「いじめ等の問題解決支援チーム」訪問等の支援を要請する。
- ウ 重大事態の発生を教職員に伝え、組織的に対処することを確認するとともに、情報収集と情報の一元管理を行う。
- エ 校長の指示の下に、役割分担等を行い、迅速かつ正確に事実を把握する。
- オ 被害生徒の不安解消のための支援を行う。
 - ・被害の生徒の心のケアを行うため、組織的な対応を行うとともに、スクールカウンセラー、学校医（精神科医）を活用する。
 - ・保護者に対応方針及び対応の経過を説明する。
- カ 加害の生徒の更生に向けた指導及び支援を行う。
 - ・複数の教員で適切に役割分担をしながら、加害の生徒の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。
 - ・保護者への対応方針を説明し、理解を得る。

- ・加害の生徒の行為の背景には、例えば、加害の生徒が過去に深刻ないじめを受けていたときに生じた傷が原因となっている場合もあることから、必要に応じて教職員やスクールカウンセラー等が面接等を通して、更生のための支援を行う。
 - ・必要に応じて、別室での学習の実施、警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生の支援を行う。
- キ 集会や保護者会については、内容、規模に応じて開催し、事実経過と、学校がいじめに対して厳しく対処・指導することを伝える。

5 教職員研修計画

- (1) いじめ問題への共通理解と指導力向上のため、教職員に対する校内研修を年3回実施する。
- (2) いじめ問題や生徒理解に関する外部研修会等への教職員の参加を奨励する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 日頃から保護者との信頼関係を築くことで、円滑なコミュニケーションを図り、家庭における生徒の変化等の情報を集められるようにする。
- (2) 年2回、保護者会等で、保護者が相談しやすい環境を整備する。
- (3) 学年通信やHPを通じて、いじめ防止に関する学校の取組を発信する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携促進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会等を通じて、いじめ防止の取組や学校・生徒の状況を地域に発信するとともに、地域からの情報提供を依頼する。
- (2) 地域からの通報や情報提供に対して迅速に対応し、地域との信頼関係を構築する。
- (3) 警察・児童相談所・子ども家庭支援センター等との連携を図り、日頃から情報共有体制を構築する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 「学校評価アンケート」に、本校のいじめ防止への取組に対する項目を設け、その回答を学校いじめ対策委員会で分析する。
- (2) 「学校評価アンケート」の分析結果に基づき、「学校いじめ対策委員会兼学校サポートチーム」において、基本方針の見直し、改善を検討する。